

静岡県境界問題連絡協議会設置要綱

(設置目的)

第1条 静岡県内において土地の境界に係る業務に携わる関係機関、関係団体（以下「関係機関等」という。）が、境界に関する諸問題について情報を交換し、境界に関する認識を共有することにより境界の明確化及び境界をめぐる紛争の予防に資することを目的として、静岡県境界問題連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(活動内容)

第2条 協議会は、前条の目的を達成するために、次の事項について協議する。

- (1) 境界に係る調査・確認及び登記事務に関すること。
- (2) 所有者不明土地等の境界を巡る社会的問題に関すること。
- (3) 関係機関等相互の情報交換及び連携に関すること。
- (4) 境界に関する研修会、講演会等の開催に関すること。
- (5) その他協議会の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(会員)

第3条 協議会は、以下の関係機関等をもって構成する。

- (1) 静岡地方法務局
- (2) 東海財務局静岡財務事務所
- (3) 静岡県
- (4) 静岡県内の市町
- (5) 静岡県弁護士会
- (6) 静岡県土地家屋調査士会
- (7) その他協議会が参加を認めた機関・団体・有識者

(役員等)

第4条 協議会に次の役員を置く。また協議会の顧問を置くことができる。

- 会 長 1名
幹 事 若干名

(役員を選任)

第5条 会長は、静岡県土地家屋調査士会の会長をもってこれに充てる。

- 2 会長が職務を遂行できないときは、あらかじめ会長の指名する者が、その職務を代行する。
- 3 幹事は、総会において会員のうちから選出する。

(会議の開催)

第6条 会議は、会長が招集する。

- 2 会議の議長は、会員の出席者の中から選任する。
- 3 協議会は、年1回会議を開催する。ただし、会員の請求を受け、会長が必要と認めたときは、会議を開催することができる。

(会議の議事)

第7条 総会は会員の3分の2以上の出席により成立し、その議事は出席者の過半数の同意をもって決定する。ただし、可否同数の場合は議長がこれを決する。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、静岡県土地家屋調査士会（静岡市駿河区曲金六丁目16番10号）に置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和元年5月8日から施行する。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和元年11月19日から施行する。